

(参 考)

「掲載原稿」(案)

【内閣総理大臣名の書状を贈呈します】

訴求期限 平成 25 年 3 月 31 日です。

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され戦時衛生勤務に従事された、旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者は除く）に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

詳しくは下記お問い合わせ先まで御連絡ください。

- ◆ 御本人または御家族などからの御連絡をお待ちしております。

【問い合わせ先】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
総務省大臣官房総務課管理室 業務担当
電話 03-5253-5182(直通)
FAX 03-5253-5190

旧日本赤十字社救護看護婦 の皆様へ 旧陸海軍従軍看護婦

慰労給付金の支給対象とならない方に内閣総理大臣名の書状が贈呈されます。

先の大戦において戦地等に派遣され戦時衛生勤務に服された、旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦のうち、以下の要件を満たす方に対して、下記により内閣総理大臣名の書状を贈呈いたします。

書状の贈呈は、請求に基づいて行なうこととしておりますので、書状の請求をされる方は、**総務省大臣官房総務課管理室へ直接請求書類を送付**してください。

1 請求することができる方

旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦で、外地等（別表に定める事変地の区域又は戦地の区域）における勤務経験を有する方のうち、4に該当しない方。

ただし、日本国籍を有する方で、本人限りとします。

2 請求書及び添付書類

請求に必要な下記書類に必要事項を記入し、『総務省大臣官房総務課管理室』に直接送付してください。

- (1) 書状に関する請求書
- (2) 勤務期間に関する経歴書
- (3) 請求時の戸籍抄本又は住民票（どちらか1通）

3 書状の贈呈方法

『総務省大臣官房総務課管理室』において審査を行なった上、贈呈対象者には当室から請求者又は代理人の方に送付いたします。

なお、請求書を受け付けてから書状を贈呈するまでには、概ね1か月程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

又、請求後に住所等を変更される場合は、必ず当室あて葉書等でご連絡ください。ご連絡がない場合には、贈呈ができなくなる場合があります。

4 注意事項

次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- (1) 慰労給付金又は普通恩給を受給されている方
- (2) ご遺族の方
- (3) すでに書状を受け取った方
- (4) 無期又は3年を超える懲役若しくは禁固の刑に処せられたことのある者

5 請求期限

書状の請求期限は、平成25年3月31日までです。

6 請求書類の送付先及び問い合わせ先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館8F

総務省大臣官房総務課管理室 業務担当

☎ 03 (5253) 5182

(注) 請求書類の受付は、各都道府県及び各市区町村では行なっておりません。

(別表)

事変地の区域及びその区域が事変地であった期間

| 区 | 域 | 期 | 間 |
|---|---|--------------|--------------|
| 1 | 中国（満州を含み、台湾並びに英国租借地である九龍半島及び香港を除く。）及びその沿海 | 昭和12年7月7日から | 昭和16年12月7日まで |
| 2 | もとの仏領印度支那及びその沿海 | 昭和15年9月23日から | 昭和16年12月7日まで |

戦地の区域及びその区域が戦地であった期間

| 区 | 域 | 期 | 間 |
|----|--|---------------|-------------|
| 1 | 中国（満州及び英国租借地である九龍半島並びに香港を含み、台湾を除く。） | 昭和16年12月8日から | 昭和20年9月2日まで |
| 2 | 南鳥島、もとの日本委任統治領であった南洋諸島及び新南群島 | | |
| 3 | もとの仏領印度支那 | | |
| 4 | タイ | | |
| 5 | ビルマ | | |
| 6 | もとの英領マレイ半島 | | |
| 7 | もとの蘭領東印度諸島 | | |
| 8 | もとの英領ボルネオ | | |
| 9 | ニューギニア島 | | |
| 10 | ビスマルク諸島 | | |
| 11 | オーストラリア | | |
| 12 | フィリピン諸島 | | |
| 13 | ハワイ諸島 | | |
| 14 | 太平洋上及び印度洋上の島しょ（第18号、第20号及び本邦に属する島しょを除く。） | | |
| 15 | 太平洋 | | |
| 16 | 印度洋 | | |
| 17 | 千島列島 | 昭和18年5月13日から | 昭和20年9月2日まで |
| 18 | 小笠原諸島及び硫黄列島 | 昭和19年2月1日から | 昭和20年9月2日まで |
| 19 | 印度 | 昭和19年3月20日から | 昭和20年9月2日まで |
| 20 | 南西諸島 | 昭和19年10月10日から | 昭和20年9月2日まで |
| 21 | 樺太 | 昭和20年8月9日から | |
| 22 | 北緯38度以北の朝鮮 | 昭和20年9月2日まで | |

1. 旧日本赤十字社救護看護婦

2. 旧陸海軍従軍看護婦

書状に関する請求書

下記により、書状の請求をします。

なお、請求にあたり次の事項を申し立てます。

1. 慰労給付金の支給対象者ではありません。
2. 恩給法の規定による普通恩給を受けていません。

平成 年 月 日

〒 ー

現住所

(ふりがな)

請求者氏名

(自署又は記名押印願います。)

連絡先：電話 () ー

総務省大臣官房総務課管理室長 殿

| | | | | |
|-------------|-----|-----|------------------|----------------------------|
| ふりがな | | | 生 年 月 日 | 明治・大正・昭和 年 月 日 (満 歳) |
| 退職当時の 氏名 | (姓) | (名) | | |

| | | | | |
|----------|----|---------------------|-----------------|--|
| 代理 の方 | 氏名 | | 請求者 との 関係 | |
| | 住所 | 〒 ー 電話 () ー | | |

勤務期間に関する経歴書

| | | | |
|----------|----------------------------|---------|--|
| ふりがな | | ふりがな | |
| 氏名 | | 退職当時の氏名 | 年 月 日改姓(名) |
| 生年月日 | 明治・大正・昭和 年 月 日 (満 歳) | 退職当時の職名 | 1. 日本赤十字社救護看護婦 2. 陸軍従軍看護婦 3. 海軍従軍看護婦 |
| 召集時の本籍地 | | | |
| 退職当時の本籍地 | ※召集時と同じ場合は、記入の必要はありません。 | | |

| ＜旧日本赤十字社救護看護婦＞ | | ＜旧陸海軍従軍看護婦＞ | |
|----------------|--|-------------|--|
| 支 部 名 | | 所属した部隊名 | |
| 救 護 班 名 | | 及 び 病 院 名 | |
| 本邦 上陸地 | | | |
| 上陸 年月日 | | | |
| 引 揚 船 名 | | | |

○ 旧日本赤十字社救護看護婦（旧陸海軍従軍看護婦）の履歴

| 年 | 月 | 日 | 職名・任官 | 事 項 |
|---|---|---|-------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※裏面の注意書きを参考に記入してください。

◎ 勤務期間に関する経歴書記入上の注意

- ◆ 退職当時の氏名：退職当時の氏名を記入してください。又、改姓（名）されている場合は、その年月日を記入してください。
- ◆ 生年月日：該当する年号を○で囲んでください。
- ◆ 退職当時の職名：該当する番号に○をつけてください。
- ◆ <旧日本赤十字社救護看護婦>又は<旧陸海軍従軍看護婦>のうち、いずれか該当する方に記入してください。
- ◆ 履歴：次の事項について、年月日順に記入してください。

（記載にあたっては、厚生労働省、都道府県等に照会することなく、あなたが記憶している範囲内でかまいません。）

（１）職名・任官欄

- ・採用、転属、復員等の就職、退職
- ・任官

（２）事項欄

- ・支部名、救護班名
 - ・ ・ ・（旧日本赤十字社救護看護婦の場合）
- ・所属病院（部隊）名、病院長（部隊長）名
 - ・ ・ ・（旧陸海軍従軍看護婦の場合）
- ・勤務先の省県名、勤務地の移動については出発地、到着地、国境通過、港湾の発着、乗船艦名等